

令和7年度 第10回選別会議記録

日 時	令和8年3月5日（木） 14：00～15:30
出席者	資料課：板橋、関根、中島、清水、大野
議 題	簿冊文書の選別案について（福祉こどもみらい局）
<p>1 福祉こどもみらい局</p> <p>(1) 検討内容</p> <p>担当者が選別案の説明を行ったところ、出席者からの主な質問及び意見等は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ No. 11の文書は、要綱の廃止伺いがあるが軽微な内容のものでほとんどが補助金関係の資料のため廃棄でよいのではないか。 →軽易な文書であり、保存に至るものではないとして、廃棄に変更することとした。</li> <li>・ No. 17の文書は、県も補助金を出した関係もあるため、廃棄理由の「県有財産に関するものでなく」は記載しなくてもよいのではないか。また、国からも補助金を出しているが回答等の文書は綴られているか。 →理由の記載は修正する。国からの「財産処分承認通知」が綴じられている。</li> <li>・ No. 90の文書件名の個人名及び建物名の削除を行う必要がある。 →指摘のとおり修正することとした。</li> <li>・ No. 112～114の文書は、県立施設の建設に関わるものでないため、設置の事前協議に係る文書で、軽易な文書であるため廃棄でよいのではないか。 →軽易な文書であり、保存に至るものではないとして、廃棄に変更することとした。</li> <li>・ No. 156、157の文書は、細目基準は12(2)いらず12(1)のみでよいのではないか。 →12(1)のみに修正することとした。</li> <li>・ No. 168～215の文書は、形式的な審査に係る確認の文書であるため、廃棄でよいのではないか。 →形式的なものとして、保存に至るものではないとして、廃棄に変更することとした。</li> <li>・ No. 253の文書は、要綱はもともとあった内容のものから名称等軽微な修正をして作成したもので軽易な内容のため、廃棄としてよいのではないか。 →軽易な文書であり、保存に至るものではないとして、廃棄に変更することとした。</li> </ul> <p>(2) 結果</p> <p>No. 11、112～114、168～215、253の文書を「保存」から「廃棄」に変更する。それ以外の文書については、担当者による選別案を資料課の選別案とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	